

社長のためのお勉強

平成30年4月1日

〒540-0012 大阪市中央区谷町2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

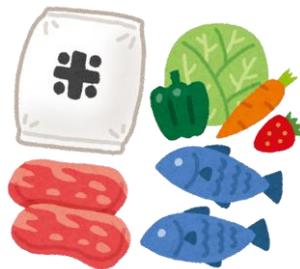
ふるさと納税の返礼品にも税金

ふるさと納税は、実質 2,000 円の負担で自治体の特産品がもらえて、なおかつ節税となる、とてもうれしい制度ですが、もらった返礼品に対して税金を支払わなければならない場合があります。

ふるさと納税でもらった返礼品は「一時所得」として取り扱われます。一時所得は 50 万円の控除があるので、50 万円を超えない限りは課税されません。しかし、次のような場合には課税される可能性があります。

- ◆ふるさと納税でたくさんの返礼品を貰った場合
- ◆ふるさと納税で高額な返礼品を貰った場合
- ◆ふるさと納税の返礼品の他に一時所得がある場合

返礼品の価格は自治体によって若干の違いがあるようですが、基本的に寄付額の 30%相当額で設定されています。50 万円以上の返礼品となると、167 万円以上の寄付をしていることになるので、ほとんどの方は心配いらないと思います。ただし、保険の満期など他に一時所得がある場合には、50 万円の控除を超えて税金がかかる可能性が高いので注意が必要です。



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください